



目 次

告 示	ページ
○行政書士試験の指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出（法 務 課）	1
◎高知県消防表彰規程の一部改正（消防政策課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	2
○道路の供用開始（道 路 課）	2
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（2件）（ 〃 ）	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体	3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（4・12揭示）	4

告 示

高知県告示第287号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、行政書士試験の施行に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせている指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定試験機関の名称  
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更前及び変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

- （変更前） 東京都千代田区日比谷公園1番3号
- （変更後） 東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更前及び変更後の試験事務を取り扱う事務所の所在地  
（変更前） 東京都千代田区日比谷公園1番3号  
（変更後） 東京都千代田区一番町25番地
- 4 変更予定年月日  
平成24年4月23日

高知県告示第288号

高知県消防表彰規程（昭和42年4月高知県告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 第1条中「と志気」を「及び志気」に、「行なう」を「行う」に改める。
- 第2条中「他の」を「、他の」に改め、同条第1号中「市町村において、」を「消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第4条第2項第5号に規定する消防職員をいい、市町村において」に、「を含む」を「を含む。以下同じ」に改め、同条第3号中「消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第9条各号の」を「法第9条各号に掲げる」に改め、同条第4号中「（以下「隊」という。）」を削り、同条第5号中「団体（以下）を「法人その他の団体（次条第9項において）」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。
  - (1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 法人その他の団体であって、その代表役員等、一般役員であって経営に事実上参加している者、代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者が前2号のいずれかに該当するもの
  - (4) 次のいずれかに該当すると認めるもの
    - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの
    - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
    - ウ その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締

役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したものを

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したものを

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したものを

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないとして知事が認めるもの

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「に対して」を「に」に対してこれを」に改め、同条第3項中「たてた」を「立てた」に、「に対して」を「に対してこれを」に改め、同条第4項中「に対して」を「に対してこれを」に改め、同条第5項中「防禦」を「防衛」に、「に対して」を「に対してこれを」に改め、同条第6項及び第7項中「に対して」を「に対してこれを」に改め、同条第8項中「よく」を「良く」に、「機関に次ぎ」を「消防機関に次いで」に、「に対して」を「に対してこれを」に改め、同条第9項中「に対して」を「に対してこれを」に改める。

第4条中「（法第12条に規定する消防吏員をいう。以下同じ。）」を削り、「別表第3に定める第1級から第8級までの等級に該当する障害」を「第6条第2項に規定する障害等級（第1級から第8級までに限る。）に該当する障害がある状態」に、

「前条第1項」を「前条第2項」に、「顕功章又は」を「顕功賞又は同条第3項に規定する」に改める。

第5条第2項中「傷害により」を「規定により傷害を受け、」に改め、同条第3項中「第9条の3第2項」を「政令第9条の3第2項において準用する政令第8条の2第2項」に改め、同条第4項中「傷害により」を「規定により傷害を受け、」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第5条の2第1項中「第3条第1項第1号」を「第3条第2項」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に、「第3条第1項第5号及び第8号に該当する」を「第3条第6項又は第9項の規定による」に改める。

第7条第1項中「第3条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までの」を「第3条第4項、第5項又は第7項から第9項までの規定による」に、「以下」を「第8条第2項において」に、「同項第1号、第2号及び第5号の」を「第3条第2項、第3項若しくは第6項の規定による」に、「並びに第7号及び第8号の」を「又は同条第8項若しくは第9項の規定による」に、「事績の」を「事績を」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に、「に定めるもの」を「に掲げるもの」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第1号カ及び第2号カ中「前各記」を「アからオまで」に改め、同条第3項中「求めることがある」を「求めることができる」に改める。

第8条第2項中「、原則として」を「原則として」に、「行なう」を「行う」に改める。

第9条の見出し中「死亡又は退職した」を「死亡又は退職をした」に改め、同条中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第10条第3項中「これをつける」を「顕功賞等を着用する」に改める。

第11条中「別表第3の」を「別表第3に定める」に改める。

第12条中「禁こ以上」を「禁緇以上」に、「返納させることができる」を「返納させることができる」に改める。

第13条を次のように改める。

(委任)  
第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1中「他の」を「、他の」に改める。  
別表第2の表中「障害の等級」を「障害等級」に、「があり他の」を「があり、他の」に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2に定める障害等級による。  
別表第2備考2中「第6条第2項から第6項（第3項第1号を

除く。）まで」を「第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第3条第2項」に改める。

別表第3中「は金色」を「は、金色とする。」に、「木絹塩瀬羽二重あわせ旗」を「木絹塩瀬羽二重合わせ旗」に、「本皮製にて」を「本皮製で、」に、「飾りふさ付き」を「飾り房付き」に、「金ねじ2本つぎ」を「金ねじ2本継ぎ」に、「、消防団章」を「又は消防団章」に、「金色金属にて」を「金色金属で」に、「中央部を」を「中央部は」に改める。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

高知県告示第289号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町葛原字大橋228の25（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年4月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町下津井字鼻山793番16から 高岡郡四万十町下津井字鼻山793番45まで	350	平成24年4月20日

高知県告示第291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計

画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十町字榊山 町586番5	四万十町字琴平 町577番3	4.0	113.67

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年4月9日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年4月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成24 年4月 9日	特定非 営利活 動法人 省エネ 電化安 全協会	川端 正 圈	高知市 高須三 丁目4 番37号	この法人は、自然環境の保全と住宅設備の安全性に対して、住宅設備の省エネルギーと安全性の向上及び啓蒙普及促進に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年4月20日

役名 (退任)	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	中澤 愛水	香美市土佐山田町植	751
〃	前田 和男	〃 〃 楠目	53
〃	大塚 計孝	〃 〃 須江	212
〃	北村 盛茂	〃 〃 新改	871-2
〃	山本 利政	〃 〃 入野	51
〃	鍵山 繁子	〃 〃 楠目	2597
〃	高芝 利純	〃 〃 植	120
〃	堤 昭雄	〃 〃 〃	727-1
〃	近森 靖弘	〃 〃 須江	398
〃	高野 恭滋	〃 〃 〃	183-イ
監事	小川 堯	〃 〃 楠目	1026
〃	三木 象二	〃 〃 新改	871-1
〃	中澤 正則	〃 〃 植	825-4

役名 (就任)	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	中澤 愛水	香美市土佐山田町植	751
〃	前田 和男	〃 〃 楠目	53
〃	大塚 計孝	〃 〃 須江	212
〃	北村 盛茂	〃 〃 新改	871-2
〃	山本 利政	〃 〃 入野	51
〃	鍵山 繁子	〃 〃 楠目	2597
〃	高芝 利純	〃 〃 植	120
〃	堤 昭雄	〃 〃 〃	727-1
〃	近森 靖弘	〃 〃 須江	398
〃	高野 恭滋	〃 〃 〃	183-イ
監事	小川 堯	〃 〃 楠目	1026
〃	三木 象二	〃 〃 新改	871-1
〃	野中 敬三	高知市 大津乙	213-72

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市五台山南部土地改良区の定款の変更を平成24年4月6日に認可した。  
平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を平成24年4月9日に認可した。  
平成24年4月20日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第17号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
新しい「いの町」を考える101人会	安藤 清一郎	畑山 立子	吾川郡いの町波川98
I NOふれあい町づくりの会	安藤 清一郎	畑山 立子	吾川郡いの町波川96
伊野部武男後援会	伊野部 武男	日比野 綾子	高知市鴨部二丁目20-14
大崎稔後援会	大崎 正仁	大崎 奈美子	須崎市上分乙341-25
大森陽子後援会	池 英雄	近沢 精凉	土佐市蓮池337-15
岡崎求後援会	成田 哲男	岡崎 稔	宿毛市小筑紫町田の浦588-4
久万としちか後援会事務所	久万 としちか	森口 卓	高知市竹島町85-22
蛍雪の会	伊野部 武男	日比野 綾子	高知市鴨部二丁目20-14
高知県浄化槽対策推進政治連盟	東川 正弘	萩野 和宏	高知市大原町87-8
香南市民会議	北川 哲也	北川 哲也	香南市野市町西野350-1

志磨村公夫後援会	山下 政鶴	志磨村 透江	香南市赤岡町360-2
清永会	永野 裕夫	永野 富夫	土佐清水市中央町一丁目16-1
せんとう一貴後援会	仙頭 一貴	岡崎 高太	安芸郡芸西村和食甲2534-1
田岡よしゆき後援会	川井 正隆	右城 悟	長岡郡本山町吉延374
東部情報センター	藤戸 三幸	藤戸 加津子	安芸郡安田町唐浜2738-64
遠近有道後援会	遠近 利和	清水 匡一	四万十市森沢512
中元則夫後援会	増井 英彦	中元 啓恵	香南市吉川町古川991-4
波の会	安藤 清一郎	畑山 立子	吾川郡いの町波川98
蜷川澄村	蜷川 澄村	中村 一正	幡多郡黒潮町上川口鳥羽道端
畑山博行後援会	安藤 清一郎	畑山 立子	吾川郡いの町波川98
浜口浩一郎後援会	浜口 浩一郎	中村 辰美	香南市夜須町坪井449
藤戸三幸後援会	藤戸 三幸	藤戸 加津子	安芸郡安田町唐浜2738-64
みどりの風	石元 加与子	大森 陽子	土佐市蓮池337-15
森田ちづこ後援会	大岩 稔幸	田中 淳子	吾川郡いの町天王南六丁目5-5
森光英二後援会	森光 英二	森光 恵子	須崎市大谷691

			－ 1
安岡宏後援会	岡村 任雄	安岡 須磨子	香南市野市町西野553－2
吉永哲也後援会	森下 春代	小笠原 悦弘	高知市塚ノ原111－8
立志社・高知	島井 宏行	島井 宏行	高知市はりまや町二丁目8－12

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
-----

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月12日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第19号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土佐清水市市長部局本庁の項中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当する者に限る。）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。